

茨城県報 第4622号

昭和35年12月14日

水曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目 次

告 示

ページ

◎換地処分変更認可（布川町1区）.....	1
◎同（布川町2区）.....	1
◎青果物市場開設期間の更新.....	1
◎道路の区域変更（日立大子線）.....	2
◎同（水戸烏山線）2件.....	2
◎同（日立勿来線）.....	3
◎主要地方道の区域決定.....	3
◎国民健康保険療養取扱機関.....	6
◎生活保護法による医療機関の指定.....	6
◎保存血液の購入価格.....	7
◎建築基準法による道路の指定.....	7
◎土地改良区設立書類の縦覧.....	8

公 告

◎県立経営伝習農場昭和36年度長期生の募集.....	8
----------------------------	---

告 示

茨城県告示第962号

昭和35年11月22日付で、北相馬郡布川町外2ヶ村耕地整理組合から申請のあつた第1区の換地処分変更並びに更正を、昭和35年12月14日認可したから公告する。

昭和35年12月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第963号

昭和35年11月22日付で、北相馬郡布川町外2ヶ村耕地整理組合から申請のあつた第2区の換地処分変更並びに更正を、昭和35年12月13日認可したから公告する。

昭和35年12月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第964号

茨城県青果物市場条例（昭和28年県条例第41号）第7条に基づき昭和35年12月12日下記市場の開設期間の更新を許可した。

昭和35年12月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 猿島郡猿島町大字沓掛 有限会社 丸源青果市場
- 2 下妻市大字下妻丁111番地 有限会社 下妻青果市場

茨城県告示第965号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和35年12月17日から30日間茨城県土木部道路課及び高萩土木事務所において一般の縦覧に供する。

昭和35年12月14日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 日立大子線
- 3 道路の区域

区 間	旧 新	敷地の巾員	延 長	摘 要
日立市宮田町本町1, 238番地先から	旧	メートル 34.5~2.5	メートル 48,045.0	日立市宮田町字上桐木田231番地から
久慈郡大子町大字袋田1, 448番地の2地先まで	新	34.5~2.5	51,182.9	日立市宮田町杉室3, 478番地先まで3,137.9メートル追加

茨城県告示第966号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和35年12月17日から30日間茨城県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和35年12月14日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 水戸烏山線
- 3 道路の区域

旧 新	区 間	敷地の巾員	延 長	摘 要
旧	水戸市(元標)から那珂郡美和村大字鷺子県界まで	メートル 4.0~20.0	メートル 53,279.5	
新	水戸市谷中町2, 515番地先2級国道水戸郡山線分岐から 那珂郡諸川村大字大岩字津木沢1, 433番地の33地先県界まで	4.0~20.0	42,139.0	

茨城県告示第967号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は昭和35年12月17日から30日間茨城県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和35年12月14日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 路線名 水戸烏山線
- 2 供用開始の区間 那珂郡諸川村大字上小瀬県道下檜沢上小瀬線交点から
那珂郡諸川村大字大岩字津木沢1, 433番地の33番地先県界まで
- 3 供用開始の期日 昭和35年12月17日

茨城県告示第968号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和35年12月17日から30日間茨城県土木部道路課及び高萩土木事務所において一般の縦覧に供する。

昭和35年12月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 日立勿来線
- 3 道路の区域

区 間	旧別	敷地の巾員	延 長	摘 要
日立市小木津町宿西70番地の1地先から	旧	メートル 1.2~31.0	メートル 33,454.0	高萩市大字上手綱下カツロウ1,335番地の3地先から高萩市大字上手綱字南関口2,888番地の2地先まで1,800メートル追加
北茨城市関本町大字山小屋字松原1,919番地の8地先県界まで	新	1.2~31.0	35,254.0	

茨城県告示第969号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、昭和35年12月14日から30日間茨城県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和35年12月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名及び道路の区域 次のとおり

整理番号	路線名	区 間	敷地の巾員	延 長		
				実延長	重用延長	計
1	常陸太田線 常陸太田市	常陸太田市	メートル 35.2~4.3	メートル 33,133	メートル —	メートル 33,133
		県界久慈郡里美村				
2	佐野線 古河市	県界古河市	8.7~7.2	1,695	—	1,695
		古河市				
3	宇都宮線 水戸市	県界笠間市	14.0~4.6	5,603	23,810	29,413
		水戸市				
4	氏家線 久慈郡	久慈郡大子町	11.5~5.5	1,522	9,143	10,665
		久慈郡大子町				
5	茂木線 大宮	県界東茨城郡御前山村	26.0~5.0	17,780	514	18,294
		那珂郡大宮町				
6	下館線 下館市	下館市	25.0~5.5	6,625	—	6,625
		県界下館市				
7	水戸線 水戸市	水戸市	32.0~4.5	32,559	32,773	65,332
		県界稲敷郡東村				

8	土野浦田線	土浦市	22.5~5.0	34,221	—	34,221
		県界猿島郡岩井町				
9	日大立子線	日立市	34.5~2.5	28,222	19,823	48,045
		久慈郡大子町				
10	水常陸太田線	水戸市	27.5~5.3	18,947	—	18,947
		常陸太田市				
11	古岩河井線	古河市	11.5~4.2	26,930	—	26,930
		猿島郡岩井町				
12	結野城田線	結城市	13.7~6.0	25,169	361	25,530
		猿島郡境町				
13	千竜ヶ葉崎線	県界北相馬郡利根町	13.0~5.1	8,936	—	8,936
		竜ヶ崎市				
14	久大慈宮線	日立市	38.0~3.6	21,360	2,058	23,418
		那珂郡大宮町				
15	石笠岡間線	石岡市	27.0~6.1	24,710	317	25,027
		笠間市				
16	水那珂戸湊線	水戸市	15.0~4.3	2,403	22,364	24,767
		那珂湊市				
17	下石館岡線	下館市	20.0~4.7	33,989	201	34,190
		石岡市				
18	石潮岡来線	石岡市	25.3~3.4	35,884	6,116	42,000
		行方郡潮来町				
19	小鉾川田線	東茨城郡小川町	13.0~4.1	16,395	—	16,395
		鹿島郡鉾田町				
20	下取館手線	下館市	18.0~4.5	52,815	573	53,388
		北相馬郡取手町				
21	竜潮ヶ崎来線	竜ヶ崎市	27.0~3.4	27,409	19,887	47,296
		行方郡潮来町				
22	筑波公園線	筑波郡筑波町	22.0~6.5	3,814	—	3,814
		同郡同町				
23	境杉戸線	猿島郡境町	8.4~3.2	—	788	788
		県界同郡同町				

茨城県告示第969号の2

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は昭和35年12月14日から30日間茨城県土木部道路課において一般の縦覧に供する。
昭和35年12月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
1	常陸太田線 境	常陸太田市東町2,141番地先から 久慈郡里美村大字徳田1,780番地先県界まで	昭和35年12月14日

(第三種郵便物認可)

2	佐古野河線	古河市古河観音寺町6,838番地先県界から	〃
		古河市古河2丁目5,614番地の1地先1級国道4号線交点まで	
3	宇都宮線	笠間市大字庁庭字仏の山1,857番地先県界から	〃
		水戸市柵町1丁目1番地の34地先1級国道6号線交点まで	
4	氏大 家子線	久慈郡大子町大字上金沢899番地先県界から	〃
		久慈郡大子町大字大子字金町642番地先2級国道水戸郡山線交点まで	
5	茂大 木宮線	東茨城郡御前山村大字野口字八幡459番地の1地先県界から	〃
		那珂郡大宮町大字大宮字上町310番地先2級国道水戸郡山線交点まで	
6	下茂 館木線	下館市甲251番地先2級国道前橋水戸線分岐から	〃
		下館市大字樋口字水無594番地先県界まで	
7	水戸鉦田線	水戸市柵町2丁目36番地先1級国道6号線分岐から	〃
		稲敷郡東村大字西代字中島水郷大橋橋詰県界まで	
8	土野 浦田線	土浦市大字永国765番地先1級国道6号線分岐から	〃
		猿島郡岩井町大字蕙打中川1,449番地の3地先県界まで	
9	日大 立子線	日立市宮田町本町1,238番地先1級国道6号線分岐から	〃
		久慈郡大子町大字袋田1,448番地の2地先2級国道水戸郡山線交点まで	
10	水常陸太田 戸線	水戸市大町598番地の4地先2級国道水戸郡山線分岐から	〃
		常陸太田市東町2,141番地先まで	
11	古岩 河井線	古河市大字古河字原300番地1級国道4号線分岐から	〃
		猿島郡岩井町大字辺田字大六天349番地の1地先主要地方道土浦野田線交点まで	
12	結野 城田線	結城市結城字浦町198番地の1地先2級国道前橋水戸線分岐から	〃
		猿島郡境町本船町1,565番地の9地先県界まで	
13	千竜ケ 葉崎線	北相馬郡利根町大字布川柴橋橋詰県界から	〃
		竜ヶ崎市字栄町4,566番地先主要地方道竜ヶ崎潮来線交点まで	
14	久大 慈宮線	日立市久慈町字宿谷敷1,310番地先2級国道水戸日立線分岐から	〃
		那珂郡大宮町大宮字下町248番地先2級国道水戸郡山線交点まで	
15	石笠 岡間線	石岡市石岡967番地の1地先1級国道6号線分岐から	〃
		笠間市大町386番地先2級国道前橋水戸線交点まで	
16	水那珂 戸湊線	水戸市柵町2丁目36番地先1級国道6号線分岐から	〃
		那珂湊市平磯町1,236番地のへ地先まで	
17	下石 館岡線	下館市丙309番地の1地先2級国道前橋水戸線分岐から	〃
		石岡市石岡773番地先1級国道6号線交点まで	
18	石潮 岡来線	石岡市石岡1,092番地先1級国道6号線分岐から	〃
		行方郡潮来町大字潮来2丁目456番地の2地先まで	

(第三種郵便物認可)

19	小 川 鉾 田 線	東茨城郡小川町小川字本田町1,591番地先主要地方道石岡潮来線分岐から	//
		鹿島郡鉾田町1,569番地先主要地方道水戸鉾田佐野線交点まで	
20	下 館 取 手 線	下館市甲85番地の2地先2級国道前橋水戸線分岐から	//
		北相馬郡取手町字新町乙の1,491番地先1級国道6号線交点まで	
21	竜 ヶ 潮 ケ 崎 来 線	竜ヶ崎市小通幸谷字北浦4番地1級国道6号線分岐から	//
		行方郡潮来町大字潮来2丁目466番地の2地先まで	
22	筑波公園線	筑波郡筑波町大字筑波754番地先から	//
		筑波郡筑波町大字沼田158番地先主要地方道下館北条線交点まで	
23	境 杉 戸 線	猿島郡境町下仲町1,610番地の2地先から	//
		猿島郡境町本船町1,565番地の9地先県界まで	

茨城県告示第970号

国民健康保険法第37条第5項の規定により次の療養機関は他の都道府県の療養取扱機関となる旨の申し出を受理した。

昭和35年12月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

国民健康保険法第37条第5項による療養取扱機関

受 理 年 月 日	療養取扱機関の名称	所 在 地	療養の給付を取扱う他の機関名
35. 7. 5	友 常 医 院	西茨城郡岩瀬町岩瀬205	全 国
// 12. 5	深 田 医 院	高萩市本町1丁目6番地	//
// 12. 8	下館市国民健康保険 中 診 療 所	下館市大字折本322	//
// 11. 22	笹 島 医 院	鹿島郡波崎町8,921	//

茨城県告示第971号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定による医療機関につき、次のとおり指定並びに変更及び廃止をした。

昭和35年12月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 指 定

区分	指定 番号	名 称	所 在 地	診療科名	開設者の 氏 名	指 定 年月日
医科	1,245	芹 沢 内科医院	石岡市石岡字富田 1,205の4	内 科	芹 沢 雄二	昭和 35.10.26
//	1,246	岩井町直営診療 所	猿島郡岩井町大字岩井 大日道2,851の3	内科, 外科, 小児科, 産婦 人科, 耳鼻科 眼科, 理学診 療科	岩 井 町長	// 35.11.1

//	1,247	鈴木 医院	水海道市淵頭町2,906	整形外科 内小兒科	鈴木 笑子	// 35.11.26
柔道 整復	85	皆葉 整骨院	水海道市宝町2,743	柔道整復	皆葉 瑞男	// 35.11.8

2 変 更

区分	指定 番号	名 称	所 在 地	診療 科名	変 更 事 項		変 更 年月日
					旧	新	
歯科	227	一木 歯科医院	下館市甲12	歯科	開設者 一木 伴蔵	開設者 一木 堅伍	昭和 35.10.1

3 廃 止

区分	指定 番号	名 称	所 在 地	診療科名	開設者の 氏 名	廃 止 年月日
医科	965	鈴木 医院	水海道市淵頭町2,906	外 科 整形外科	鈴木忠次郎	昭和 35.11.25
//	945	岩井 協同医院	猿島郡岩井町大字岩井 4,365	外科, 整形外科, 耳鼻咽喉科, 産婦人科	鯉淵 丈男	// 35.10.31
//	1,083	井沼 診療所	下館市森塚島1,201	内 科 小 兒 科	池尻 太郎	// 35.2.20

茨城県告示第972号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条, 日雇労働者健康保険法(昭和28年法律第207号)第10条, 船員保険法(昭和14年法律第73号)第28条及び国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第54条の規定による保存血液の購入価格の基準を次のように定め, 昭和35年12月1日から適用し健康保険法等の規定に基づく保存血液の価格の協定(昭和34年茨城県告示第108号)は廃止する。

昭和35年12月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 健康保険法, 日雇労働者健康保険法, 船員保険法及び国民健康保険法の規定による保存血液の購入価格は原則として次の表に定める価格によるものとする。ただしやむを得ない理由でこの価格をこえた保存血液を購入して使用した場合は, 最高価格100cc750円及び200cc1,500円までの範囲内で現に購入した価格によるものとする。

保存血液	100 ^{CC}	700円
//	200 ^{CC}	1,400円

- 2 保存血液の輸送費は, 原則として認めないものとする。

茨城県告示第973号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので, 建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公告する。

昭和35年12月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和35年12月12日

指定の位置 水戸市千波町字北葉山1,799番地の5
道路の幅員及び長さ

幅員 4メートル

延長 49.28メートル

茨城県告示第974号

昭和35年10月12日付西茨城郡岩瀬町、磯漠松ほか16名から申請のあつた磯部前土地改良区の設立は適当と決定したので、関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

昭和35年12月14日

茨城県知事 岩 上 三 郎

記

- 縦覧に供する書類
(1) 磯部前土地改良区定款
(2) 土地改良事業計画書
- 縦覧の期間
昭和35年12月20日から 36年1月9日まで
- 縦覧の場所
岩瀬町役場

公 告

◎茨城県立経営伝習農場昭和36年度長期生の募集

茨城県立経営伝習農場昭和36年度(第27期)長期生募集要項を定める。

昭和35年12月14日

茨城県知事 岩 上 三 郎

昭和36年度第27期長期生募集要項

- 人員及び 本科生 男子50名,女子20名 研究生 特別研究生 若干名
研修期間 1カ年間(全員合宿とする)
- 経 費 授業料寄宿舎費等不要,各自の負担経費は食費とし毎月米17疋(1斗2升)と金1,300円,女子はそのほかに料理,生け花,裁縫等の材料代(実費約400円程度)を自弁とする。
なお本科生,研究生には月額500円,特別研究生には別に定める県費補助がある。
- 携 行 品 鎌,夜具,労働着,地下足袋,筆記具,絵具,ソロバン,計算尺,認印,洗面器日用品,参考書類,ゾーキン3枚,ほかに女子は裁縫用具,生け花用ハサミ等
- 申 込 農場所定用紙に必要事項を記入し,昭和36年2月1日から同2月末日までの間に願書,履歴書成績証明書,健康診断書を農場に提出して受験票を受け取ること。
(受験票郵送の場合は返信料として10円切手封入のこと)
- 選 考 昭和36年3月10日午前9時30分から会場において面接と簡単な考査を行なう。
合格者名は3月18日発表し,本人あてにも通知する。

(第三種郵便物認可)

- 6 入 場 昭和36年4月6日、翌日午前入場式
- 7 交 通 会場へは、水戸市南三の丸 水戸警察署前の鹿島参宮バス停留所から石岡、奥の谷、銚田行き乗車し、長岡病院前で下車すること(バス所要時間25分)
- 8 募集場所 「茨城県立経営伝習農場」東茨城郡茨城町長岡(電話長岡34番)
- 9 備 考 詳細は各町村管轄の農業改良普及員又は直接会場に照会のこと。
案内書又は入場手続き用紙を希望される方は30円切手同封のうえ会場に申し込むこと。
-

☆ 県政の総覧 …… 県民の六法 ☆

≡ 茨 城 県 報 ≡

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民政等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等はいずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県では実費でこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は、送料とも1カ月100円であります。

毎週月・水・金曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1 0 0 円)

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所